

令和4年11月 太子町農業委員会定例会議事録

1. 開催日時 令和4年11月7日（月）午後1時30分～午後2時00分

2. 開催場所 太子町役場3階 第1会議室

3. 出席委員：1番 吉田委員 2番 松井均委員 3番 松井登志文委員
4番 松本委員 5番 中辻委員 6番 中尾委員
7番 三浦委員 8番 植木委員 9番 内田委員
10番 早瀬委員 11番 小路委員 12番 内藤委員
13番 川端委員 14番 五十川委員 15番 角田委員
16番 谷内委員 17番 金谷委員

4. 欠席委員： なし

5. 議事日程

議案第1号 相続税の納税猶予に関する適格者の証明の件
議案第2号 農用地利用集積計画に対する審議の件
議案第3号 農地法第3条に係る許可申請の件
議案第4号 農地法第4条に係る許可申請の件
報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出報告の件

6. 事務局職員

事務局長 木下 明紀
事務局 高木 俊秀

7. 署名委員 吉田委員 松井均委員

8. 議事録

【事務局長】

ただ今より、令和4年11月の定例会を開会します。

それでは、会長より、ご挨拶をいただきます。

【会長】

【あいさつ】

【事務局長】

ありがとうございました。

(本日、植木委員より欠席の旨通告がありましたので、ご報告いたします。)出席委員は17名中16名で、定数に達しておりますので、本日の定例会は成立しております。それでは太子町農業委員会に関する規程第6条により、会長に議事の進行をお願いいたします。

【会長】

それでは、本日の議事録署名委員について、私から指名いたします。

吉田委員、松井均委員 よろしく願いいたします。

それでは、これより議事に入ります。なお、議案書を事前送付しておりますので、コロナ対策も兼ねまして、スムーズな議事の進行に、ご理解とご協力をお願いいたします。

それでは、議案第1号について、事務局より説明を求めます。

【事務局】

議案第1号 相続税の納税猶予に関する適格者の証明の件は1件です。議案書の1ページ1番をご覧ください。(議案書説明)

現地確認は植木委員にお願いしました。ご説明よろしくお願いいたします。

【植木委員】

10月26日に事務局と現地確認しました。

場所は、叡福寺東交差点から約100m南側の農地で、現在はぶどうを作られている状態です。以上です。

【事務局】

ありがとうございます。本件は、遺産分割協議書などの必要書類もそろっており、

納税猶予に対する特例農地として、適当であると思われます。市街化区域の農地のため、20年間耕作をすることを条件に相続税が免除されます。ご審議のほどよろしくをお願いします。

【会長】

議案第1号について何か質問はありませんか。

・・・【質問対応】

他にございませんか。

無いようですので、議案第1号の1番について採決いたします。本件について、承認される方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

賛成多数と認めます。

それでは議案第2号について、事務局より説明を求めます。

【事務局】

議案第2号 農用地利用集積計画に対する審議の件は1件です。議案書の2ページ1番をご覧ください。（議案書説明）

現地確認は吉田委員にお願いしました。ご説明よろしくお願いいいたします。

【吉田委員】

10月26日に事務局と現地確認しました。

場所は、太井川一方通行の道から約300m北側に入っていた所の農地で、現在はぶどうを作られている状態です。以上です。

【事務局】

ありがとうございました。

本件は、高齢で農業が出来なくなった所有者が隣地でぶどうを栽培している借り手に借りてもらえないか相談し、利用権を設定することとなりました。以上です。

【会長】

議案第2号について何か質問はありませんか。

無いようですので、議案第2号について採決いたします。本件について、承認される方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

賛成多数と認めます。

それでは議案第3号について、事務局より説明を求めます

【事務局】

議案第3号 農地法第3条に係る許可申請の件は1件です。議案書の3ページ1番をご覧ください。(議案書説明)

現地確認は、吉田委員にお願いしました。ご説明よろしくお願ひいたします。

【吉田委員】

10月26日に事務局と現地確認しました。

場所は、大阪芸大駐車場から約100m南側の農地で現在は保全管理されている状態です。以上です。

【事務局】

ありがとうございました。

本件は、譲受人が、農地管理に困られている譲渡人から相談を受けられ、所有権移転されるものです。

【会長】

議案第3号について何か質問はありませんか。

無いようですので、議案第3号について採決いたします。本件について、承認される方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

賛成多数と認めます。

それでは議案第4号について、事務局より説明を求めます

【事務局】

議案第4号 農地法第4条に係る許可申請の件は1件です。議案書の4ページをご覧ください。(議案書説明)

現地確認は、吉田委員にお願いしました。ご説明よろしくお願ひいたします。

【吉田委員】

10月26日に事務局と現地確認しました。

場所は、通法寺交差点から約100m北側の農地で現在は保全管理されている状態です。以上です。

【事務局】

ありがとうございました。

本件は、申請人が家族の経営する会社の資材置き場として地目変更されるものです。土地の選定理由も、会社から近距離の為、立地上も適当であります。太子町農業委員会で承認いただけた場合は、引き続き大阪府の許可案件となります。

【会長】

議案第4号について何か質問はありませんか。

【植木委員】

該当農地は市街化調整区域ですか。

【事務局】

市街化調整区域ですので、大阪府の許可案件です。

【会長】

他に何か質問はありませんか。

無いようですので、議案第4号について採決いたします。本件について、承認される方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

賛成多数と認めます。

続きまして、報告第1号について、事務局より報告を求めます。

【事務局】

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出受理報告は、2件です。

議案書の5ページをご覧ください。（議案書説明）

尚、本件は相続による権利取得の届出であり、転用等の農地法審議案件には該当しない為、位置図等は添付しておりません。現地確認は事務局で行いました。

なお、農地法第3条の3第1項の規定による届出報告については、近隣市町村を確認したところ、本町と千早赤阪村さん以外は定例会で報告していないことがわかりました。つきましては、本町も今後定例会で報告いたしませんので了承願います。

【会長】

報告第1号について何か質問はありませんか。

他にございませんか。

次に、その他案件として事務局より何かありますか。

【事務局】

- ・太子町農業委員会研修について（11月25日）
- ・大阪府肥料価格高騰緊急対策支援事業について

【会長】

他にございませんか。

それでは、本日の案件はすべて終了しました。

次回の定例会は 12月8日 木曜日

時間は午後1時30分からこの場所で開催します。以上で、11月の定例会を閉会します。

署名委員 _____

署名委員 _____